

93-J-6

金融制度改革と信託銀行

三輪 芳朗
東京大学 経済学部

1993年4月

金融制度改革と信託銀行

三輪芳朗（東京大学）

1993年4月

目次

- I. はじめに
- II. 今回の「金融制度改革」と信託銀行
- III. 最近の信託銀行
- IV. 貸付信託
- V. 貸付信託制度成立時の事情と政策意図
- VI. 「専門制・分業制」の内容と今回の金融制度改革における位置づけ
- VII. 「専門制・分業制」と信託銀行
- VIII. 「専門制・分業制」に関するこれまでの制度改革論議
- XI. 今回の制度改革論議と「専門制・分業制」
 - X. 制度改革と信託銀行
 - XI. 結び

<*>この論文は、大幅改訂のうえで公表の予定です。しかし、なにぶん複雑な制度にかかわるものですから、多様な事実誤認を含む、多くの誤りが存在する可能性があります。とりわけ、実務家の方々からのご教示、ご示唆をお願いいたします。改訂作業の予定は5月中旬以降ですので、それまでにいただければ、価値は倍増いたします。

I. はじめに

1992年12月18日の各紙朝刊は、大蔵省が17日に発表した金融制度改革の政省令案骨子を次のような見出しとともに報じた。「金融改革ルール発表」「怒る都銀」「参入時期格差に波紋」「証券ホッ」「業務範囲で防衛成功」「産業界 改革の効果疑問視の声」「競争より秩序に配慮」「不透明さ残し目標後退」（以上、『朝日新聞』）「都銀、一斉に不満の声」「メーン規制に反発」「証券不況色濃く反映」（『日本経済新聞』）。6月19日の参議院本会議で成立した金融制度改革関連法（「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」）¹⁾の93年4月からの施行の前提として、「改革」の細目（つまり、具体的な内容）を定めるものである。「政省令案の運用などをめぐり今後も激しい駆け引きが続きそうだ」（『日経』同上）としても、この案は施行までに重大な変更が予想されないものである。記者会見で、大蔵省の寺村銀行局長が「急激な変革は問題が起きるので、漸進的、段階的に進めたい」と述べ、小川証券局長も「（政省令案は）現在の経済・金融情勢、証券市場の状況を反映している」と指摘、低迷する証券市場に十分配慮して業務範囲、業務隔壁などを定めた点を強調したと報じられている。

大方の理解では、今回の一連の「金融制度改革」は、1985年9月26日に金融制度調査会が「専門金融機関制度をめぐると問題点を広範かつ専門的な観点から研究・整理するために、『専門金融機関制度をめぐると諸問題研究のための専門委員会（制度問題研究会）』を設置することを決定した」（金融制度調査会[1987]）こ

¹⁾このように呼ぶのは、銀行法をはじめとして、長期信用銀行法、証券取引法などの15の金融関係法の改正および相互銀行法の廃止からなる一括法案であるためである。法案の内容は、「銀行法をはじめとする金融に関する法律の一部改正として、(1)子会社方式による証券業務、信託業務への参入、(2)銀行本体での取扱業務、(3)共同組織金融機関の業務規制緩和等、(4)金融機関の健全性の確保等、の4本、また、証券取引法等の一部改正として、(5)有価証券概念の整備、(6)公募概念の見直し、私募についての法整備およびディスクロージャー制度の整備、(7)新規参入の促進の3本、合計7本の柱に大別することが」（『金融』1992年4月号63頁）できる。主要な部分である、銀行法と証券取引法の改正案の抜粋については『金融財政事情』1992年4月20日号68頁以下を参照。

とに始まるから、ほぼ10年近い「制度改革論議」の「成果」が、施行されることになる。この到達点に関する評価はさまざまである。最大の目玉が、業態別子会社という形態を通してではあるが、銀行が証券分野に、証券が信託銀行子会社を通して銀行分野にと、相互参入が可能になった点に注目した、永年越えることが絶対に不可能とされていた壁に穴が開き、その方法、重要性の程度に関しては異論があり今後の政策次第だとしても、壁の向こう側の分野への参入が可能になったこと自体が大事件だとする評価が一方の極にある。他方の極には、開いた壁の穴の小ささに注目した、現時点で実現すべきことに比べて成果があまりに乏しいとする評価がある。

三輪[1993]は、後者の立場に立って、成果が乏しい原因を、制度改革の進め方、さらには「制度改革」という表現に象徴される考え方が依拠する「通念」にまで遡って検討した。以下でも述べるように、金融制度改革論議は、直接的な利害関係企業およびその団体（インサイダー）相互間の「水争い」がその基本的性格であり、それが多面的かつ複雑にからみあって進行するから、水面上にあらわれる論議をみるだけでは決定メカニズムおよびその内容を正確には理解できない場合が多い。そのことを考慮し、さらに当面の実質的な影響の重要性を考慮して、三輪[1993]の「序章」では、説明の手段として証券業務への他の金融機関の参入に焦点を合わせることを選択した。いわゆる「銀・証問題」である。しかし、制度改革論議の歴史の長さや消費者利益への影響の重大さから見て「銀・証問題」の重要性は「銀・証問題」に優るとも劣らない。今回の制度改革論議が「専門金融機関制度」の再評価から始まったことにもこのことは端的に現れている。

この論文では、信託銀行と信託業務に焦点をあわせて、今回のものに至る戦後40年余にわたる「制度改革論議」の実質的性格と内容を浮かび上がらせることを主たる目的とする。今回の帰結を評価し、このような結果となった理由を理解することよりも、これまでの長期にわたる制度改革論議の歴史の決定要因を正確に理解することの方がとりあえずは重要だと考えるからである。

「銀・証問題」の議論の舞台にはほとんどつねに日本興業銀行を代表とする長期信用銀行が登場してきたが（今回の改革論議の過程でも、「信託タコソボ論」という表現がしばしばマスコミで用いられた。たとえば、『金融財政事情』92年12月7日号23頁、93年1月25日号20頁）、次節以下で説明するように、信託銀行の置かれた位置、「金融行政」上の配慮は制度改革論議に重要な影響を与え続けてきたし、信託特有の論点も少なからず存在する。

11. 今回の「金融制度改革」と信託銀行

上述の金融制度改革の政省令案の骨子²⁾の中で、信託銀行子会社関係では、当初の業務範囲として、「利用者の利便の向上、競争条件の公平性の確保等を勘案し、以下の」ように定めた。(1)銀行法により認められる全ての業務。(2)金銭の信託のうち、証券投資信託、指定金外信託(ファンドトラスト)、従業員持株信託、金信託。(3)金銭以外の信託。ただし、不動産の信託のうち、信託財産の処分を信託目的又は一部とするものを除く。(4)公益信託、特定贈与信託。

さらに、多面的な「弊害防止措置」(「ファイアウォール」と呼ばれる)³⁾と「参入時期等」に関する事項が続く⁴⁾。

「業務範囲」に関する決定については、信託子会社の業務として証券界が求めたのは「金銭の信託のうち、投資信託、特金、ファントラが三点セットで」あり、これが「認められれば、証券子会社の業務範囲を若干譲ってもいい」と主張していた(『金融財政事情』1993年1月25日号20頁)から、その一つである特金や同じく標的にされていたといわれる指定単(指定単独運用金銭信託、年金信託がここに含まれる)を守り抜いたから信託にとって悪い結果ではないという評価が標準的である⁵⁾。さらに、弊害防止措置として掲げられた「系列投資信託会社からの証券投資信託受託に関する規制」もあって、信託子会社を設立しても「商売にならない」との声もある⁶⁾。

以上の点に関連しては、この評価が、政省令案の骨子を作成するという、一連の金融制度改革の土壇場での局地戦の結果に限定した評価だという事情に留意する必要がある。この時点では、「制度改革は、新規に参入する側には既存業界のメイン業務を譲らないものになっており、その枠内で、子会社の業務範囲が模索されている。」さらに、「証券による銀行業務参入に対して、都銀と長信銀は、

²⁾ 政省令に盛り込まれるものの中心は業務隔壁(ファイアウォール)の条項であるが、子会社設立にあたってのポイントとして並行して検討が進められた、子会社の参入時期と業務範囲も骨子には含まれている。『金融財政事情』1992年12月7日号17頁参照。

³⁾ 「親子間信託に関する規制」「親子間取引に関する規制」「系列投信委託会社からの証券投資信託受託に関する規制」「兼職に関する規制」「情報交換に関する規制」「店舗等の共用に関する規制」「その他の弊害防止措置」の7項目に及ぶ。たとえば、『日経公社債情報』1992年12月28日号10頁を参照。

⁴⁾ これらの点の詳細には立ち入らない。内容に関連する疑問については、証券子会社の関するものであるが、三輪[1993]25頁以下を参照。

⁵⁾ たとえば、『日経公社債情報』1993年1月11日号36頁。

⁶⁾ 『金融財政事情』1993年1月25日号20頁。

形式的には全面開放のスタンスをとっている。このため『業務範囲の議論は、証券、信託の間での局地戦にならざるをえない』ことになる」（『金融財政事情』1992年12月7日号18頁）。信託子会社の業務範囲をめぐる議論が証券と信託との争奪戦の様相を呈するのはこのためである⁷⁾。

詳細については次節以下で述べるが、さしあたり留意すべきことは次の2点である。いずれも信託子会社に関連した論点である。

第一に、今回の一連の法改正のなかで信託子会社に直接関連するのは、銀行法に「第二章の二 子会社」の項を設けて、「証券会社等の株式の所有」（16条の2）、「子会社との間の取引等」（16条の3）などを定めたことと、関連して、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」（いわゆる「兼営法」である）を改正して大蔵大臣の認可を受けて信託業務を営むことができる機関を「銀行その他政令で定める金融機関」に拡大したことである。

つまり、法改正以前でも、銀行は、兼営法により免許が得られれば信託業務を営むことが可能であるという意味で「信託銀行」と同じ存在であるが、あらたに「信託子会社」という概念を設定したうえで、それについての兼営法上の免許の内容（認可の免許を受ける際には業務の種類及び方法を記載した書面を提出しなければならない）をめぐる「攻防」に検討内容が限定されたのである。

第二に、このことの帰結として、普通銀行等と信託銀行の間で繰り広げられてきた「銀・銀戦争」の主たる部分についてはこの時点ではすでに決着がついている、あるいはこの「攻防」の対象外だと考えられていたのである。91年初夏の時点で特例法方式（投資銀行方式）の可能性が消えた時点で、信託分野への他業態からの参入がきわめて限定的になるとの了解が一般的になり、年金、特金、貸付信託などを除いた、「儲かりそうもない分野だけ開放」されるとの予想が支配的になった（『金融ビジネス』1991年6月号71頁）。また、利付金融債や貸付信託と競合するために抵抗が強かった都地銀の預入期間3年超の中長期定期預金の「創設」

⁷⁾メイン業務を譲らないとしても、子会社形態での他業態からの「参入」の途が開かれることになる「証券、信託はともに”被害者意識”が強い」といわれ、「信託がタコつぼを掘って出てこないなら、われわれ証券も寝ころんで動かない」（証券界）とまで言われる（『金融財政事情』1992年12月7日号18頁）。さらに、未曾有ともいえる証券・金融不況に見舞われていることを理由に、12月14日には「制度改革の実施を凍結すべきだ」という意思表示の記者会見を準備し、前日の日曜日の夜には信託業界の臨時一般委員会の召集をかけていたが、大蔵省の説得で取りやめになったという事情まで伝えられる（『日経公社債情報』1993年1月11日号36頁）。

については91年初夏の時点ですでに決着がつき、その具体化が進行中であった⁸⁾。

以上の点を了解して、初めて信託子会社の設立条件や業務範囲をめぐる「攻防」が、信託銀行と証券会社の間で主として繰り広げられた理由を理解できるであろう。

III. 最近の信託銀行

今回の金融制度改革論議が繰り広げられた期間は、信託銀行に対する広範な関心が高まった時代でもあった。

信託銀行の概要の紹介から始める必要がある。1992年次点で信託業務を営む金融機関の数は、信託銀行7行、普通銀行3行（大和銀行、琉球銀行、沖縄銀行）、外銀系信託銀行9行の計19行である。信託業務を営むためには、銀行業の免許とともに兼営法による信託業務兼営の認可が必要であるが⁹⁾、現時点においても、次の内容を持つ1953年の銀行局長通達（「銀行業の免許等の事務の取扱いについて」（蔵銀第5133号）が有効である。「銀行業の免許は、日本経済全体の見地から特に金融機関の業務の合理化を推進すべき時期と思われるので、原則として積極的に考慮し得ない状況である。」「銀行の信託業務兼営に関しては、原則として認

⁸⁾『金融財政事情』（1992年4月20日号6頁）によれば、「早ければ来年（93年）6月にスーパー定期の預入期間が10年に延長され、変動金利型定期預金については、同じく来年6月に4年物、94年中には10年定期が登場する可能性もある。」しかし、「変動金利の中長期定期預金導入にあたっては・・・利子課税の繰り延べが前提になる点」に加えて、「ビッグを個人向け主力商品としている信託界の抵抗」という「大きな壁」がある。「期間3年超、半年複利、課税繰延べは、ビッグの商品性の柱であるため」である。ちなみに、ビッグは、収益満期受取型の貸付信託の愛称であり、1981年の導入後急速に比重を増し、92年3月時点で貸付信託の57%を占める（後掲第2表を参照）。

⁹⁾信託業法による信託会社は現在は存在していない。大蔵省の西原銀行課長の提案を受けて、1948年7月に「『金融機関再建整備法』に基づき、・・・再建整備計画の認可を受けるにあたり銀行を刺激しないよう法改正せずに、信託会社は『銀行法』による銀行に改組し、そのうえで兼営法によって信託銀行を兼営する普通銀行となり、6社は信託銀行として新発足し、専門の信託会社は消滅した」（後藤129頁）。その後は信託業法により新たに免許された会社はない。したがって、信託銀行とは信託業務を主として営む銀行16行のことであり、うち9行が85年以降参入した外銀系信託銀行である。

めない方針である。」この方針の下で1985年から86年にかけて外銀系信託銀行9行の市場参入が認められたが、これは「外国への市場開放の一環として・・特に認められたものである」^{10) 11)}。

1980年代、とりわけその後半以降、信託銀行に対する関心が著しく高まった。以下に代表的な理由を4点掲げるが、第一の理由である株価の騰落が全体を象徴するものである。もっとも高い価格をつけた三菱信託銀行の株価を例に取れば、300円台にとどまっていた株価は84年から上昇し始め、87年4月20日（いわゆるブラックマンデー以前である）には5880円の高値をつけた。その後急落して90年の10月1日に1080円の安値をつけたあと、いったん上昇して91年4月に2000円をつけたが、その再び急落して92年7月には700円の最近の最安値をつけた¹²⁾。参考のために、都市銀行の中でもっとも激しく株価が動いた住友銀行の株価を見ると、400円から500円程度の水準にあった株価が上昇を開始したのが同じく84年であり、最高値の5050円もほぼ同時期の87年4月16日につけ、90年9月28日に1510円という安値をつけている。いったん上昇に転じて91年11月に2640円をつけた株価は、その後92年4月の1110円まで急落する。大手都市銀行と比較しても、株価、従ってその将来の収益力に対する市場の評価の上昇と下降のいずれにおいても信託銀行に対する評価は激しく変化したのである^{13) 14)}。

第二の理由は、金融機関の共通の重大な関心事である資金量が、とりわけ信託銀行で著しく増大したことである。1980年代は金融機関の資金量が増大し、それにともなってその利益も増大した時期であるが、なかでも信託銀行の資金量の増大が著しかったのである（第1表参照）。

---第1表 全国銀行資金量比較---

¹⁰⁾ 琉球銀行と沖縄銀行は沖縄返還にともなうものである（三菱信託[1990]195頁）。大和銀行のケースについては、1953年以降精力的に進められた信託・銀行分離行政との関連で別途論じる。

¹¹⁾ 「外国系銀行に対する例外的な認可であり、国内問題とは別であることは、竹下大蔵大臣（当時）も国会において答弁している（84年5月17日参院大蔵委員会）」（三菱信託[1990]188頁）。

¹²⁾ この間、高値の前と後でそれぞれ合計10%程度の無償増資を行っている。他の大手信託銀行の株価もほとんど同じ動きを示している。

¹³⁾ 新株落ちを考慮しても、騰落の相対的激しさに関する結論に影響はない。

¹⁴⁾ 東証株価指数や日経225に代表される市場全体の動きに比べれば、大手都市銀行の株価の動きの方が著しく激しかったことはいうまでもない。

第三の理由は、急速に増大した信託銀行の資金量の構成と業務の内容が大幅に変化したことと（第2表参照）、とりわけ資金量が大きく増大した部門が今後の成長可能性の期待から他業態の関心を著しく高めたことである。

---第2表 信託銀行資金量推移---

ビッグの導入もあって、従来からの主力商品である貸付信託自体の資金量も著しく増大したが、金銭信託や年金信託の増大の速度が一層早かったためにその比重は低下している。金銭信託の増加の中心が特金とファントラ¹⁵⁾であるから、これに年金信託、さらにここには計上されていない証券投資信託を加えれば、他業態の関心を集めた理由は容易に理解できるだろう。

参考として、信託部門の負債の構成を資料として示す（第3表）。

---第3表 信託銀行7行の信託部門の構成比の比較---

第四の理由は、いわゆる「バブル崩壊」¹⁶⁾後の時期になって、信託銀行に関連する話題が多いことである。

第一の理由に掲げた株価の大幅低下に端的に象徴されるが、ほとんどあらゆる

¹⁵⁾ 特定金銭信託とファンドトラストの略であり、ともに、主として有価証券を運用対象とする金銭の信託である。「1980年12月の税制改正により、『金銭の信託』の信託財産に含まれる有価証券は、法人が有する有価証券と区分して経理することができるようになった（法人税基本通達6-3-3の2）」（山本[1991]76頁）ことを契機として生まれ、急成長した。特金の運用が委託者自身ないし投資顧問会社が行うのに対し、ファントラの運用は信託銀行が委託者から指定された投資方針に基づいて自ら行うことと、後者が前者とは異なり、信託終了時に信託財産を現状のまま受益者に交付する（このため、たとえば、含み損を実現することなく信託を終了できる）ことが大きな違いである。とりわけ87年以降、後者の比重が高くなっている。詳しくは、山本[1991]を参照。ちなみに、特金やファントラの場合、「信託銀行にとっては、0.5%程度の信託報酬より、株式売買手数料の20%のキックバックが魅力だった」（『金融ビジネス』1991年9月号18頁）といわれる。

¹⁶⁾ このように記すのは、「バブル」という表現が曖昧であり、単なる時代区分のための名称として以外の目的でこれを用いることに抵抗を感じるためである。三輪[1991]を第2部を参照。

資金部門で収益が低下した。預かり資産の減少にともなう報酬減が、投資信託の受託、特金、ファントラなどで現実化し、出来高の減少にともなうキック・バックの減少が役務収入の減少となった。運用能力が試される年金やファントラでは、大幅な元本割れや巨額の含み損が話題になっている。信託部門・銀行部門双方の貸出に関しても「不良債権」が話題になり、最近では、長期にわたって信託銀行の大黒柱となってきた貸付信託の不振と、結果としての初めての予想配当率割れの可能性が話題となったのである¹⁷⁾。

この貸付信託こそが、以下に説明するように、信託銀行を特徴づける商品であり、戦後の金融制度（改革）論議を系統だって理解するために格好の素材なのである。以下では、貸付信託に焦点をしばって検討する。

IV. 貸付信託

貸付信託は1952年6月に公布・施行された貸付信託法に基づく制度で、合同運用指定金銭信託の一種である。第4表に示すように、最近に至るまで信託銀行の資金量の過半を占め、信託銀行躍進の原動力であり、現時点においてもその代表的商品である¹⁸⁾。

---第4表 信託銀行にとっての貸付信託の地位の推移---

参考欄に掲げたように、主として個人を対象にした5年ものの証券である。また、「当局の行政指導により、信託銀行7社のみがその取扱いを認められている」（松本[1992]54頁）。

「貸付信託構想は、従来の信託銀行の顧客であった資産家ばかりでなく、一般大衆層からも小口資金を幅広く長期資金として集めて一つのユニットとし、これを基幹産業に貸し付ける業務を、信託の仕組みを使って行なおうとするもの。つまり、信託業法制定当初からあった合同運用金銭信託を定型化し、受益権を無記名証券化し、投資家（委託者）が容易かつ安全に投資できるよう工夫したもの」

¹⁷⁾たとえば、『金融ビジネス』1992年8月号26頁以下を参照。

¹⁸⁾「信託銀行が長期金融機関として揺るぎない地歩を固めることができたのも、貸付信託により全国で700万世帯（推定）の顧客、金額にして38超円を超える受託残高を獲得して、安定した営業基盤を築いたことによるところが大きい」（三菱信託[1990]241頁）。

(三菱信託[1990]243頁)である¹⁹⁾。商品の基本的性格は今日まで変わらないが、1981年には「貸付信託の利便性を飛躍的に向上させる信託総合口座と、収益金を分配せずに信託期間中再運用するビッグが開発され、よりポピュラーな商品として普及している」(同上241頁)。

5年ものの貸付信託の予想配当率²⁰⁾は、長期プライムレート(最優遇金利)より0.88%低い水準、つまり5年ものの利付き金融債の発行レートより0.02%高い水準に決められる。また、2年ものの予想配当率は2年ものの定期預金金利を上回る水準で決められる。この点が、以下にみるように、貸付信託、したがって、それを主力商品として成長した信託銀行をさまざまな面で特徴づけている。

(1) 競合関係にある金融機関の提供する商品の中で、「利回り」がもっとも高い²¹⁾。この状態が一貫して維持されたことが信託銀行急成長の基本的な理由である²²⁾。

(2) 貸付信託の供給が供給者間の強い協調体制下に行われた。協調体制を象徴するのが、7社が共同で毎月2度『日本経済新聞』紙上で行う募集公告である²³⁾。「予想配当率」をはじめとする商品の内容は各社同一である。また、信託専業7社以外に貸付信託の取扱いが認められる可能性は今日でも絶無である。

(3) 貸付信託誕生の時点から、競合商品との相対的な位置関係(以下に述べる

¹⁹⁾ 制度の詳細については、たとえば、松本[1992]を参照。

²⁰⁾ 「貸付信託の予想配当率は臨時金利調整法の規制の対象外であり、もともと自由金利である」(三菱信託[1990]262)が、このように利付き金融債のレートに完全に連動していた。「予想配当率」という表現の意味については、258頁参照。

²¹⁾ 「予想配当率」ではあるが、今日までこれが実現しなかったことはない。93年3月にいくつかの信託銀行が株主配当を減少(減配)させることを発表し、関連して貸付信託の「減配」(つまり、予想配当率以下の配当が支払われること)の可能性が話題になった。『金融ビジネス』1992年8月号26頁以下を参照。とりあえず現実化したことは、長期プライムレート・マイナス0.88%に予想配当率を設定するという共通の方式からの離脱であった。たとえば、『日本経済新聞』1993年3月6日および4月6日参照。

²²⁾ このような金利相互間の関係とその推移については、『信託』第171号、95-6頁を参照。

²³⁾ 貸付信託は常時募集されているが、募集にあたっては、取扱い期間ごとに日刊新聞紙上に公告しなければならない(貸信法7条1項)。現在の取扱い期間は半月(毎月6日から20日、21日から翌月5日)である。三菱信託[1990]257頁参照。

「分業体制」を反映している)が強く意識され続けた。この位置関係の変化と「調整」(いわゆる「業際問題」である)が、今日にいたる「金融制度改革」を特徴づけている。たとえば、導入時には、「証券投資信託との競合を避けるために、信託財産を有価証券に運用することが制限されたり、銀行預金との競合を避けるため信託期間は2年以上、1年未満の換金はできないこと」(三菱信託[1990]244頁)になった。

最後の点について、節を改めて論じることにしてしよう。

V. 貸付信託制度成立時の事情と政策意図

「おびただしい量の規制のための行為は、有効な規制の決定的な証しではなく、規制しようという欲求の証しであるにすぎない」(Stigler and Friedland[1962]1頁)から、規制の効果を、規制者が行っていることや規制者が行っていると主張していることから直接知ることはできない²⁴⁾。このことは、政府の政策すべてにあてはまる。1952年の貸付信託法の成立事情も例外ではない。この点を前提としたうえで、当時の事情のうちで重要であり、以下の議論に密接に関連するものを列挙すると以下のようなになる。

(1) 第一の事情は、戦時経済からの移行期の混乱²⁵⁾とさまざまな「金融制度論議」におおよそその決着がつき²⁶⁾、ふたたび金融分野の調整が伝統的な分業主義の下に進められることが明らかになってきていたことである。とりわけ、日本輸出入銀行と日本開発銀行の設立に続く、1952年6月12日の長期信用銀行法公布(12月1日施行²⁷⁾)により、「長短金融分離」が明らかになったことが重要である。貸付信託も「長期金融制度」充実の一環と位置づけられた。

²⁴⁾ このような考え方については、三輪[1990]237頁以下を参照。

²⁵⁾ 信託銀行に直接関連するのは、前述のように、1948年に金融機関再建整備法に基づき、信託会社が銀行法による銀行に改組し、そのうえで兼営法によって信託業務を兼営する普通銀行となり、専門の信託会社が消滅したことである。直前の1947年3月に信託協会が大蔵省に提出した「信託業経営に関する意見書」では銀行の信託経営に反対していたのは皮肉なことである。この点については、後藤[1992]127頁以下を参照。

²⁶⁾ 終戦後の金融制度改革論議については、後藤[1992]第三章を参照。

²⁷⁾ 同時に、1951年4月施行の「銀行等の債券発行等に関する法律」が廃止された。当時の金融制度改革論議の焦点の一つであった普通銀行が証券を発行することの是非をめぐる論議については、後藤[1992]77頁を参照。

(2) (4)でとりあげる指定単独運用金銭信託（指定単）を含め、「インフレ進行中に長期の金銭信託を集めることはもともとムリな話で、信託業者は銀行業務と指定単、いずれも短期資金の吸収、運用で辛じて延命した」（麻島[1975]22頁）という状況にあり、51年9月末でみて専業6信託の「銀行預金が金銭信託より絶対額で多かったばかりでなく、単位資金当たりの収益力もはるかに勝っていた」（同）。この状況で、「信託銀行が信託業務を主たる業務として存立するためには、従来の合同金銭信託や指定単に代わる画期的な商品が必要であった」（三菱信託[1990]243頁）。

(3) 明治以来の金融制度の特徴である分業制度が、この時点では「専門制・分業制」として政策の原則として確認されており、政府にとって、「信託事業を如何に盛にするか、そのためには信託銀行に対してどのような政策をとるべきかという焦眉の問題が解決されなければならなかった」²⁸⁾。

(4) 当時の金銭信託の約7割を占めていた指定単には、「契約期間の制限がなく、臨時金利調整法の規制を免れ、かつ元本補填契約が可能であったから、信託業者は高率配当、元本保証をかかげて、大口、短期資金を指定単として吸収した。指定単の盛行は、・・・銀行を刺激し、金利体系を乱すことになり、・・・指定単にたいする規制は次第に強められ」ていった。「指定単への規制、行政指導が厳しくなればなるほど、それに代わる業務を模索せねばならなかった」（以上、麻島[1975]22頁）。

(5) 「運用対象や信託期間に配慮することにより、証券投資信託、銀行預金、社債とは市場の競合を避けることができ、いわゆる業際問題も解決可能である」（三菱信託[1990]244頁）という事情も重要である²⁹⁾。

以上のような事情の下で、大蔵省の示唆と強力な支持を受けながら³⁰⁾「信託銀行が自活するための下からの立法」として生まれたのが貸付信託法である。

貸付信託制度の成立事情を詳細に検討した麻島[1975]の次の評価のとりわけ後半部分は、以下の法律制定後の経緯の検討に結びつく。

「すでに戦後の混乱も収束の方向にあった当時、ふたたび金融分野の調整が伝統的な分業主義の下に進められようとしていた。信託業を無用なものとして捨象する考えはなく、金融当局は信託銀行を信託業務で自活しうる方向に固定すべく、貸付信託を時流に合った金融商品としてとりあえず信託銀行に与えたというべきであろう。したがって貸付信託が今日のごとく巨大化するとは、関係者のだれ1人

²⁸⁾ 貸付投資信託法の制定にあたった銀行局の銀行課長による近藤[1952]の33頁。

²⁹⁾ 結果として、貸付信託も前節末に掲げた制限を受けた。

³⁰⁾ 麻島[1975]23頁、後藤[1992]130頁、松本[1992]42頁。

として予想しておらず、一般的、恒常的金融制度として考案されたというよりは、20年代における緊急避難的な色彩を持ち、それが戦後の分業主義の中で定着してしまっただのである。換言すれば、信託銀行は貸付信託を与えられ、それを発展させることができたために、金融分野の中で一定の地位を獲得することになり、分業主義を逆に明確化せしめることにつながったのである」（麻島[1975]47頁。アンダーラインは引用者）。

VI. 「専門制・分業制」の内容と今回の金融制度改革における位置づけ

1985年からの一連の金融制度改革は、「専門金融機関制度のありかたについて」検討することから始まった。このような問題設定に沿った制度改革論議は少なくとも1960年代半ばにまで遡ることができるから、この形の議論（つまり、政府レベルの議論）に限定しても20～30年の歴史がある。そもそもの制度を設定する過程でも激しい議論が行われたから、制度設定以来、ほとんどの期間を通じて制度（改革）論議が行われてきたことになる。この間、信託銀行、とりわけその業務と収益の支柱であった貸付信託は、ほとんど常に、少なくとも隠れた主役であった。この論文で、信託銀行、とりわけ貸付信託に焦点を合わせる理由がここにある。

「我が国の金融制度は、(1)長短金融の分離、(2)信託分離、(3)外国為替専門銀行制度、(4)中小企業専門金融機関制度、(5)銀行・証券分離、など金融機関の行う業務について専門性に根差した様々な分離がなされ、今日に至っている」（金制[1987]「序論」）。「専門制・分業制」と呼ばれるこの特徴は、昭和20年代に確立されたものである³¹⁾。

5つの分離の中で、信託銀行に直接関係するのが、(1)と(2)であり、信託銀行を含む銀行全体にかかわるのが(5)である。それぞれの概要は、次の通りである。

「・長短金融の分離であるが、長期金融については長期信用銀行と信託銀行がその担い手とされ、長期資金の調達手段として、長期信用銀行には金融債、信託銀行には貸付信託・金銭信託の販売が認められている。他方、短期金融については都市銀行、地方銀行などの普通銀行や相互銀行その他の金融機関が担い手とされている。・信託分離であるが信託業務は信託銀行7行及び都市銀行1行、地方銀行2行及び外銀系信託銀行に限定して認められており、他の金融機関は信託業

³¹⁾後藤[1992]67頁。ただし、このような特徴は、「明治以来、様々な変遷はみられるものの我が国の金融制度の底流をなしてきた・・・考え方である」（金制[1987]第1編第1章）。また、後藤[1992]第1章～第3章を参照。

務を行うことはできない。・・銀行の証券業務については我が国では証券取引法65条により、銀行業務と証券業務の兼営が公共債を除き原則として禁止されている。他方、証券会社は金融業務を行うことはできない。つまり銀行と証券会社とが別々の業務分野を形成している」（金制[1987]「序論」）。

金制[1987]（第1編第1章）は、「専門制、分業制を維持する必要性に関し」³²⁾て、長期信用銀行、信託銀行、外国為替専門銀行の側を代表する参考人から述べられた意見として、次の6点を紹介している。

「第1に戦後長らく我が国金融行政の基本とされてきた専門制・分業制は、銀行経営の健全性を見地からみて普遍的な原理であるという側面を有している。・・第2に全ての金融機関が制度的枠組みを離れて同質化していけば、次の段階で起こるのは、金融機関間の量的拡大競争の激化であり、永年培ってきた我が国の水準の高い金融秩序が揺らぐことになりかねない。第3に・・これまで長い間にわたって我が国の金融・経済構造の骨格となってきたものを変えるという・・改革を行う必要があるか。・・しかも白地に絵を書くような簡単なことではない。・・第4にこれまでの金融制度の中で各業態の果たしてきた役割をどう評価するかという問題である。・・各業態の過去の努力をどう評価するかということが大変難しい問題となってくる。第5に金融制度を変える必要があると主張する場合、その分野が競争的でないので新規参入を認めたらどうかとの視点からの議論がある。しかし現在分業下にある業務分野はあらゆる面において非常に競争的であり、この見地から現行制度を変える理由は全く見当たらない。第6・・どうしても専門制・分業制のいき方を変えるというのであれば、その方法は部分的に一定の業務分野の問題だけを解決するのではなく広く金融全体及びその隣接分野をも俯瞰したうえで、バランスのとれた同時一括の解決を行うべきである。」

この委員会（制度問題検討委員会）は、「専門金融機関制度をめぐる問題点を広範かつ専門的な観点から研究・整理するために」設置され、主として「学識経験者」によって構成された。その報告書である金制[1987]も「本専門委員会における論議を踏まえ、問題点を集約したもの」（「序論」）である。したがって、制度を「維持する必要性」を示す6つの論点は、平均的かつ代表的なものと考えてよい。

「維持する必要性」を示すものだとの制約があるとしても、「専門制・分業制」

³²⁾ここでは、「専門制」ではなく、「専門制」という表現が用いられている。その分野に重点を置いた業務展開をするということよりも、他の参入を認めずに業務分野を占有するというニュアンスがより強い表現なのだろうか。表現の使い分けに関する説明はない。

の方が、これが存在しない制度に比べて優っている点に関する積極的な主張がほとんど見られない点は注目に価する。あえて取り上げれば(1)であるが、これに対しても分野の多様化により個別金融機関自身がリスクを分散することを強く制限することにより「健全性」を損なうとの有力な反論が可能であろう。以下にみるように、少なくとも、1960年代に始まった「専門制・分業制」に関する議論が、これを「維持すること」の当否をめぐるものであり、それを維持することによって達成できるものをめぐるものではなかったという点で、長期にわたって同質の議論が繰り返されたのである³³⁾。

VII. 「専門制・分業制」と信託銀行

本節では、「専門制・分業制」を確立し、維持するために行われた政策のうちで、信託銀行に直接関連する部分を整理する。

戦時経済体制強化の一環として、貯蓄増強等の観点から「普通銀行等貯蓄銀行業又ハ信託業務ノ兼営に関する法律」（兼営法）が1943年に制定され、普通銀行が信託業務を兼営できることとなったが、これにより信託会社と銀行との合併が進み、信託会社数は減少した。

「戦後、專業信託6社は激しいインフレにより期間2年以上の金銭信託は不振で、また戦時保証の打切りで損失をうけ、経営困難となった。／一方、昭和23年4月改正証券取引法が公布され、第65条で銀行・証券業務を分離した。これは、収入総額の3割を証券業務に依存していた信託会社にとって、死活に影響する重大な問題となった」（後藤[1992]129頁）³⁴⁾。

先述のように、信託会社は、銀行課長の提案に従い、金融機関再建整備法に基づいて銀行法による銀行に改組し、その上で兼営法によって信託業務を兼営する普通銀行になった。この時点で、後述の銀行・信託分離行政で話題となる、兼営4行（三和、大和、東海、神戸）と法制度上は同質となったのである。

信託銀行に転換しても、依然経営不振であった。この状況の打開のために打ち

³³⁾なぜこのような論点が堂々と主張されるのかという疑問が提出されて当然である。たとえば、三輪[1993]の序章と第1章を参照。このような論点が提出されること自体が、金融制度改革論議の本質的性格を反映していると見ることができる。

³⁴⁾この点に関連して、愛知銀行局長は「信託会社の業務縮小の代償として、銀行業務の兼営を打出し」（後藤[1992]129頁）た。もっとも、この答弁で想定されていた金融業法案要綱は成立しなかった。

出されたのが貸付信託構想であった³⁵⁾。先述のような状況下で誕生した貸付信託は、業際問題との関連で、運用対象や信託期間に配慮する必要があった³⁶⁾。

制度上は「専業信託」6社以外に兼営銀行11社（都銀4行と地銀7行）が貸付信託を募集できることになり、実際、「兼営4行・・・も貸付信託募集の準備を進めた。しかし、大蔵省は信託銀行育成の立場から反対であったが、『貸付信託法』の建前から押さえられず、日銀にゲタを預けた。日銀は、これらの銀行に高利の貸付信託を認めると、他の銀行の預金が食われるとの地方銀行の要望をいれ、その進出を思いとどまらせるよう勧告したので、専業6社にのみ認められた」（後藤[19

³⁵⁾ 貸付信託を選んだ理由に関しては、この制定にあたった近藤[1952]の次の説明がある。「本来信託銀行の金融制度上の地位は、長期の安定資金の供給機関であることに着目し、長期債を発行させることや、店舗設置を優先して認めることにより、銀行部の収益によって信託部の拡充を図ること等が考えられたが、これは信託銀行の銀行的性格を強くする一方、信託会社の性格を弱めるような結果を招来する危険がある。そこで、かつて金銭信託が信託会社の発展の基礎となったような、今日の金融情勢に即した特殊な信託形式が考えられる必要がある」（33頁）。しかし、この点については、参議院大蔵委員会での木村議員の「本来の元の信託会社の信託というものに力を入れて行くべきものなのに銀行がやるべきこと、或いは証券会社がやるべきことをやっておるので、ちっともこれはプラスになっておらない。ただ信託会社できたからその経営を続けるために経営者としてはやっ行って行かなければならんかも知れないが、もっとそういう本来の、元の信託のほうに力を入れるように指導すべきじゃないか」という批判がある。さらに別の質問に答えて、池田大蔵大臣は「邪道ではありまするが、・・・昔の金銭信託を主とするような、銀行になってしまった。本末顛頭というわけです。併し日本の経済界が段々安定し、伸びて行きますと、又本来の信託業務に帰ってもらおう」とのべている（麻島[1975]33-34頁）。その後、今日に至るまで、貸付信託の予想配当率が実現しなかったことはなく、実質的には「予想配当率」という名の確定利回りを提供したのであるから、近藤氏の説明と、その後の展開は大きくくい違っている。

³⁶⁾ 貸付信託制度の創設を提言した大蔵大臣の諮問機関である臨時金融制度懇談会の答申（52年3月）において、期間を2年以上とすること、及び預貯金金利との調整を考慮すること等の点が指摘された。金制[1987]「参考資料」。

次の2点は、いったんできた「分業制」は、簡単には動かないことと、他業態との「調整」問題がなければ（あるいは軽微であれば）、柔軟な対応が可能であることを示唆する。

第一は、「窓口を拡げて広く資金を集める趣旨からいって、証券業者に取り扱わせる考えはないか」という岡崎参議院議員の質問に対する回答と、その後の経緯である。「大月銀行課長は『これは有価証券でございます、証券取引法によって、取引所においても売買できますし、一般の証券業者も扱い得るものがございます。将来どんどん消化できる。従ってその窓口ももっと一層多い方がいい、こういうようになりますれば、又証券業者にも頼んで消化してもらう、こういうことがあり得ると思うのでございますが、差当たりは取りあえず信託銀行の窓口を通じて消化いたしたいという方針であります』と当面、信託業者の自力消化しか考えていないことを明言した」（麻島[1975]38頁）。「どんどん消化できる」ようになって、「証券業者も扱い得るもの」にはならなかったことはいうまでもない³⁹⁾。

第二は、貸付信託法第1条の目的に定める、貸付信託の運用制限に関連する。1971年の改正以前には、「一般投資者による産業投資を容易にし、もって資源の開発その他緊要な産業に対し長期資金の円滑な供給に資することを目的とする」（第一条）と定められていた。具体的な範囲に関しては、開発銀行の融資基準によるとし、電力、海運、鉄鋼、石炭（4重点業種と呼ばれた）があげられた（麻島[1975]40頁参照）。しかし、貸付信託の残高の急成長もあって、56年3月には貸付

³⁷⁾ 国会答弁で、大蔵省は、貸付信託の伸びに「余り期待はできません」と答えた。そのうえで、兼営銀行も「積極的に信託業務によりまして業務を発展さして行きたいという希望はないよう」だと答弁している。麻島[1975]36頁以下を参照。

³⁸⁾ この間の事情について詳しくは、麻島[1975]47頁以下を参照。貸付信託の予想配当率が予想外に高く、定期預金吸収が不利になること、期限前の受益証券買戻しにおいて高配当が保たれていること、売出前から問い合わせが殺到するほど商品に対する人気が高く、大和銀行、神戸銀行などが準備を進め始めたことに地銀や非兼営の都銀が反発したのである。「最後は、兼営4行の不本意ながらの発行中止でケリがついたわけであるが、日銀の勧告、大蔵省の意向もさることながら、奇しくも外国為替銀行問題がこの4行にあったために、発行中止とバーター取引されたのだと観測された」。

³⁹⁾ もっとも大きな理由は信託銀行がそうすることを望まなかったからだ、というのが、大方の納得を得られる説明であろう。

信託の設定ベースで4重点業種の比重は31.7%、残高ベースでも、59年3月で39.6%、68年3月で19.6%に低下した（大蔵省銀行課[1971]220頁）これに対応して行われたのは、当初の目的を達成したとの判断による制度の変更ではなく、目的規定を「一般投資者の投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に必要な分野」と改正することによる「融資先の拡大」と信託財産の運用方法として「有価証券の取得」（13条）を認めることであった⁴⁰⁾。

その後、いわゆる「銀行・信託分離行政の推進」が長期間にわたって強力に推進される。

「大蔵省は業務分野調整の見地から信託業務と銀行業務との分離を図ることとし、立法措置を採らずに行政指導によることが、実情に即しかつ時宜に適した措置であるとした。そして、昭和29年後半に、つぎのとおり行政措置として可能な範囲で機能分化に第一歩を踏み出した。

(1)今後、信託業務に重点を置き、専門化の意欲と能力を持つものに対しては、これに応じた育成措置を講ずる。／(2)今後銀行業務に重点を置いて経営していかうとするものについては、いわゆる後進銀行の育成という考え方で措置していく。

(1)が信託主業、(2)が銀行專業で、(1)には30年度に『信託専門店舗』の大幅新設を、(2)には『銀行専門店舗』の新設を認めた。專業信託6行のうち、三井・三菱・安田・住友の4行は(1)の信託主業を、第一信託は銀行專業を選択した。日本信託は当初信託主業を選択し、31年12月銀行專業に轉換し、47年4月信託主業に再轉換した。一方、信託兼営地方銀行は31年10月1日に一せいに信託の新規受託を停止した」（後藤[1992]131-2頁）。

1950年代後半以降には残る信託兼営都市銀行4行の信託部門の分離をめぐる行政指導が強力に展開され、1965年には歴史に残る「大和銀行事件」が発生する。

銀行・信託分離の可否について両論あったが、「大蔵省は兼営体制は、戦時・戦後の特殊事情によるもので、経済の正常化に伴って長期安定貯蓄が増加し、信託主業のための基盤が形成されてくると、以上事態の特殊な兼営体制は、是正し

⁴⁰⁾ この改正は、後述の金制[1970]（本文第4章第2の3）に基づいて行われた。

てゆくべきだと考えた」（後藤[1992]135頁）⁴¹⁾。

紆余曲折の後に、東洋信託銀行と中央信託銀行がそれぞれ1959年と62年に設立され、残る大和銀行の抵抗ぶりがしばしば話題となった⁴²⁾。

1965年になって信託分離問題が再燃し、2月18日の衆議院大蔵委員会で、高橋銀行局長が大和銀行の信託分離を是非実現したい旨回答した。翌日午前、銀行局長と面談した大和銀行の寺尾頭取は、信託業務を分離してほしいとの局長の申出を、即時かつ明白に拒否した。銀行局長が、「国会や記者会見の席で、大和銀行の経営内容に言及し、信託部門を分離した場合その存立に問題がある経営ぶりはかんばしくない、という意味のことを述べた」（後藤[1992]140頁）ことに対しても、頭取は面談を終えて席を辞する際に抗議した。以上の経緯と続く一連の騒動が

41) 当時の新聞、雑誌にみられた普通銀行の信託兼営可否の意見が『第6回銀行局金融年報--昭和32年版』の193頁以下に整理されている。その紹介については、後藤[1992]132頁以下を参照。兼営を可とする意見、つまり分離政策そのものに反対する意見の代表例が後述の「大和銀行事件」の一方の当事者による寺尾[1956]である。たとえば、次の部分である。「もともと定期預金の性格をもつ金銭信託が業務に加えられたことは、中期金融的機能に特質を認めたとはいふものの、それは信託としては全く邪道であり、かかる業務を許さなければ企業として成立たないためにとってつけ加えた便宜主義名ものであった。また戦後においては普通銀行業務を兼営せしめ、更に貸付信託を専業信託にのみ認めるという恩恵を与えた。かかることは便宜主義以外の何ものでもなく否、制度上の混乱を逆に助長するものですらあった」（1頁）。

42) 次の『金融財政事情』の「新聞の盲点」の一連の記事から、おおよその雰囲気を知ることができる。「複雑微妙な信託分離の行方」（1957年5月6日号）、「暗礁に乗り上げた兼営信託分離の底流」（1961年3月13日号）、「“春一番”信託分離突風の波紋」（1965年3月1日号）。また、この間、専業信託側は、大和が信託を分離するならば、同じ論法で専業信託の銀行業務を分離しなければならないと考え、兼営論に対しては微妙な反応を示していると言われた。（後藤[1992]139頁）。

「大和銀行事件」の顛末である⁴³⁾。現在に至るまで、大和銀行の信託部門の兼営は継続している。

1965年の「大和銀行事件」の頃には、「専門制・分業制」は実質的に、その強化から再検討あるいは見直しの時期に転換する。

VIII. 「専門制・分業制」に関するこれまでの制度改革論議

⁴³⁾ 詳しくは、『大和銀行七十年史』（大和銀行[1988]第2編第3章、とりわけ127頁以下を参照。大和銀行は、「業務分野調整論」について「戦前の分業体制がわが国の金融機構の正常体制であり、兼営法による銀行の信託兼営、信託会社の銀行への転換は戦中戦後の異常事態によるものであるとし、制度そのものの良否についての議論に乏しく、また信託業は幅広い業務を有するが、業務分野調整論では信託業を金銭信託を中心とする長期金融機能のみに着目して論じており、財産管理機能の観点からの議論に乏しいほか、信託業と銀行業の分離を行うのであれば、信託兼営銀行の信託部門を分離するだけでなく専門信託が営んでいる銀行業務の分離をも行うべきである」とし、さらに、理由を示して「信託は銀行を兼営するのが最適である」と主張している（126-7頁。アンダーラインは引用者）。面談の一方の当事者である大和銀行の寺尾頭取は、すでに10年前に「銀行の信託兼営について」次のように主張している。「我が国信託業務中には大別して二つの業務がある。一は本来の意味における信託業務であり、二は中期金融の機能を果たす業務である。前者は銀行業務とは全く異質のものであるが、その経営は兼営でなければ成立しないものであり、従って、戦前は後者を信託業務に加えることによって、漸く採算をとっていた。而して、後者を特別の金融機関で果たすことについては、現実的にも理論的にもはっきりした根拠は認められず、従って普通銀行が兼営することに何等の支障がないばかりでなく、むしろ兼営の方が社会的・経済的合理性をもつといえる」（寺尾[1956]1頁）。また、この時期には、通産省関連でも「出光事件」、「住金事件」が発生し、重要な問題への対応を、立法措置によらず行政指導という形で進められることに対する深刻な疑問が提示された。行政指導のあり方、その限界、さらにはその「無責任さ」という「問題」である。2つの事件について簡単には三輪[1993]189頁注6を、行政指導全般については、三輪[1993]第5章295頁以下および第6章を参照。

「大和銀行事件」を経て信託分離問題が大蔵省側の敗北⁴⁴⁾で決着がつくのに先だって、1962年4月に誕生した適格年金制度が専業信託だけではなく大和銀行にも認められ、7月には第一号契約が成立した。さらに、66年10月には調整年金制度（厚生年金基金）が加わり、「信託分離問題はここに終止符を打ち、その後当行が再び信託分離を要請されることはなかった」（大和銀行[1988]130頁）。

1966年4月に就任した澄田銀行局長は、「金融効率化行政を打出し」、「適正な競争原理の作用に期待」し、「今後の金融行政は競争という新風を吹き込むことによって、金融構造改革の突破口にしたい」（後藤[1992]164-5頁）と考えた。具体的には、66年6月に始まった金融制度調査会で金融制度全般にわたる再検討の第一段階として中小企業金融制度をとりあげたが、67年11月には一般民間金融機関のあり方を検討するため、「民間金融機関に関する特別委員会」を設けた。対応して、都市銀行懇話会（都銀懇、東京銀行を除く都市銀行の企画担当専務・常務取締役クラスで構成）が、「金融制度に関する意見」で、「今後の金融制度の改革に当っては、業務分野を分かち垣根を逐次低め、各種金融機関の同質化を段階的に進める方向を目指すべきである。それによって始めて真の意味の自由競争が実現されることになる」と提唱した（後藤[1992]193-4頁）。「同質化・多様化」論議の開始である。

その後の経緯は同質の問題提起とごくわずかの譲歩つきの現状維持を繰り返すことであった。1985年から始まった今回の金融制度改革もその一環だと見ることが出来る。

この間の政府の審議会の答申の代表的なものは次の2つである。

(1)金融制度調査会調査会答申「一般金融機関のあり方等について」（1970年7月2日、金制[1970]）--「金融機関の業務の多様化は、今後の方向である」が、「専門金融機関の根幹に触れ、あるいはその存立を脅かすようなことは避けるべきであり、各種金融機関がそれぞれの主たる業務分野で役割を果たしながら、その周辺分野については適正な競争原理が導入されることによって、全体としての健全な発展がなされることが望ましい」（本文第4章第1の1）とした。信託銀行については、「説明」の部分で、1955年頃に「信託を主業とする銀行には銀行業務を制限するとともに、普通銀行には信託業務を兼営させないという方針」（信託

⁴⁴⁾ いわば、永年の懸案を強行突破によって解決しようとする試みの目的が実現しなかったことに対してこの表現を用いた。しかし、そもそも、「指導」する側とされる側の意見の対立が当事者以外の目に見える形で表面化すること自体が行政指導としては「失敗」だと見る方が常識的な判断であろう。このような見方については、三輪[1990]第10章第2節および294頁の注22を参照。

分離行政)が打ち出された理由を説明したうえで、「金融諸指標等は信託分離方針が打ち出された当時とは異なった姿となっている」として、この方針を維持する根拠がなくなったことを指摘しながら、本文答申は、「(1)信託銀行の今後のあり方を、当面、長期金融機能が主体となろうが、他面財務管理機能についても、国民経済的な需要に応ずることとし、(2)専門性、中立性などの点で専門機関としての機能を発揮することを求め、制度改革に言及していない」(後藤[1992]198頁)45)。

この際に「中期金融に」について「金融機関貸出しについて、期間1年を境にして、短期、長期」を区別しているが、「企業の安定資金需給の実態からみて、…期間1年から5年程度の貸出しにつき、中期金融という考え方を取り入れて、これにふさわしい位置づけを与えることが検討されるべきである」とし、「今後の方向として中期預金の導入は検討に値する」(本文第4章第1)とされた。71年2月に1年6か月定期預金が創設され(74年1月廃止)、73年7月に2年定期預金が創設された⁴⁶⁾。この点について、答申に付された「序説」のなかで徳田博美金融制度調査官は「答申において、日本の普通銀行の長い伝統であった商業銀行主義からの脱皮が示されたことは、金融体制を、新しい経済構造に即応させるという視点からも、一つの歴史的な意義があり、また将来におけるいろいろな可能性を含むものであると考えられる」と述べている。

(2)金融制度調査会答申「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」(1979年6月20日、金制[1979])--「銀行の業務範囲を弾力化すること」(本文第1章第3の3)を答申したが、次のように述べて「専門銀行制度」を維持した。

「普通銀行と長期金融専門機関との間においては、金融の一層の効率化を図るため、長期金融専門機関の専門性を維持しつつ、いわゆる周辺領域における競争が行われることによって、より弾力化された業務範囲の中での競争的な相互関係が成立することが適当であると考え。／なお、長期金融専門機関は経済金融環境の変化に適切に対応し、適正な競争原理の活用が図られていく中で、その専門性を一層発揮していくことが期待される」(本文第6章第1の1)。

館[1979](63頁)も指摘するように、専門銀行(分業)主義の採用理由とその

⁴⁵⁾ 先述の貸付信託法の改正はこの答申に基づく。

⁴⁶⁾ 73年3月時点で都市銀行の定期預金に占める1年6か月定期の比重は30%、75年3月時点での2年定期の比重は23.4%であり(金制[1977]18頁)、新設の定期預金への急激なシフトが発生した。このことに示されるように、「中期預金」に対する需要は極めて強力であった。

時点での問題点の検討なし⁴⁷⁾に、長期金融機関と短期金融機関との間に現実に同質化が進行し、外国でもそのようになってきているという事実を指摘するにとどまり、「周辺領域」での業務範囲の弾力化を提案することは、現状の妥当性について検討しないまま、弾力化の範囲を「周辺領域」に限定することを答申していることになる⁴⁸⁾。

この際、普通銀行等の資金調達手段について複利預金、譲渡性預金（CD）の導入を提言し、中長期預金（期間2年超）は積極・消極両論を併記したが、これを受けて1979年5月CD、81年6月新型の期日指定定期預金の取扱いが開始された。

銀行法は81年6月公布、82年4月1日に施行された⁴⁹⁾。

これに続くのが今回の一連の制度改革論議である。

XI. 今回の制度改革論議と「専門制・分業制」

1985年9月の金融制度調査会の制度問題研究会に対する諮問に始まった⁵⁰⁾今回の金融制度改革論議は、諮問の内容が「専門金融機関制度をめぐる問題点を広範かつ専門的な観点から研究・整理する」ことであったことにみられるように、「専門制・分業制」に焦点を合わせたものであった。これは、金融に対する規制

⁴⁷⁾ VIでふれた、今回の制度改革論議の開始時報告書における「専門制」の妥当性、これを維持することの正当性を示す主張についても同様であった。積極的な意義づけに関する立ち入った検討は、少なくとも答申に関するかぎり、一貫して行われてこなかった。

⁴⁸⁾ 上述の10年前の答申と実質的に同じ内容である。

⁴⁹⁾ 1927年制定の旧法の改正であった。いわゆる大量国債発行下の77年に中期割引国債が発行され、関連して銀行にその窓口販売を認める案が浮上し、その法律上の位置づけをめぐる大論争が展開された。「銀（行）・証（券）問題」が初めて本格的に政府機関で検討されたのである。関連する論争は、本論文の実質的な検討課題である「銀・銀問題」にも関連するが、ここでは立ち入らない。論争の経緯については、後藤[1992]214-240頁を参照。

⁵⁰⁾ 後藤[1992]242頁によれば、これは、金融制度調査会答申「金利自由化の進展とその環境整備」（1985年6月5日）が長短金融分離の検討を提起したことと、臨時行政改革推進審議会が「行政改革の推進に関する答申」（1985年7月22日）で「(1)金融機関の長短分離、信託分離は預金金利の自由化、円の国際化の進展状況を踏まえ制度のあり方の検討を行う、(2)銀行・証券の業際問題は内外の諸情勢の推移に応じて適宜そのあり方を見直すことを提起した」ことを受けたものである。

として、国の内外の市場における資金交流を遮断する規制、金利に関する規制、金融機関の業務に関する規制の3つの柱があるが、前2者については自由化がほぼ完成し、業務に関する規制が残されているという認識に立つものであった⁵¹⁾。

最初の答申である金制[1987]に続く論議は、これまで参入を認めなかった金融分野の他業態からの参入を、どのような形態で、どこまで、どのようなスケジュールで認めるかという点に焦点を合わせたものとなった。その帰結が、92年6月成立、93年4月施行の「金融制度改革関連法」である⁵²⁾。

「中立委員」主体で構成され、「専門的な観点から研究・整理するため」のものであり、その後続くものに比べれば「政策的配慮」が相対的に希薄と考えられる金制[1987]の中で、この論文に直接関連する論点は次の2点である。

第一は、「専門制・分業制」の評価にかかわる、本論冒頭の次の部分である。

「明治以来、様々な変遷はみられるものの我が国の金融制度の底流をなしてきたのは専門制・分業制の考え方である。この金融制度における分業体制がこれまで大きな実績を残し、我が国経済成長を支える役割を果たしてきたことは十分に評価されてよいと考える。特に戦後の経済復興と高度成長の過程において経済各分野の旺盛な資金需要に対して各専門金融機関に限られた資金を適切な分業の下に、効率的かつ安定的に供給したきたことが今日の我が国の経済発展に大きな寄与をなしてきたことは異論のないところである。」

「異論がない」とされる見方の評価がここで重要なのではない⁵³⁾。重要なのは、

⁵¹⁾ 金制[1987]「序論」。

⁵²⁾ 「金融制度見直しに当たって考えられる5つの方式」として、(1)相互乗り入れ方式、(2)ユニバーサル・バンク方式、(3)持株会社方式、(4)業態別子会社方式、(5)特定法方式とあげて審議し、「今後の検討の方向としては、比較的問題の少ない業態別子会社方式、特例法方式を審議しつつ、補完的に利用者利便等の観点から金融機関本体の業務範囲の緩和も進めていく場合もある」として、検討の範囲を実質的にきわめて限定したのが、1990年5月の金制[1989]である。ここで絞った(4)と(5)のうちで(4)が優れているとし、(5)は検討に値するとしたのは翌年6月の第二次中間報告(金制[1990])であった。

⁵³⁾ 政策そのものに対する異論の例としては、前掲の寺尾[1956]がある。また、この論文では立ち入らないが、私自身は効果に関するこのような評価に大いなる疑問を持つが、少なくとも、説得的な根拠を示してこの見方が展開されたことを私は寡聞にして聞いたことがない。また、このような答申のこの部分は、マクラとして、過去は問わずに、寝ている子は起こさないという配慮に従って置かれるものだと見るのが妥当なところだと考える。

この言葉と共に、「専門制・分業制」がこれまでに果たし、これから果たすべき役割に関する評価が、これまでと同様、検討の対象外に置かれたことである。

第二は、「銀行・証券分離、長短分離、信託分離、中小企業金融分離などは各国に部分的に例がないことはないにせよ、金融の各分野にわたり広く分業制がとられている国は見当たらない。特に長短分離は今日の主要先進国ではとられておらず、また信託分離もカナダを除けば我が国独特のものである」と評価し、「現在解決が求められているのは、今後に向けてあるべき金融制度をどのように形成するかという課題」（第1編第3章）であると宣言している点である。

以上の2点は、VIで言及した、「専門制、分業制を維持する必要性に関し」で専門金融機関側を代表する参考人の意見の内容と符合する。つまり、いまや、「専門制・分業制」の意義そのものに主たる関心はなく、「同質化・多様化」と呼ばれる変化のプロセスの進展の幅とスピードをめぐる攻防が議論の実質的内容なのである。

金融分野、その中における「専門制・分業制」が置かれた状況に関する事実認識が以上のようなものであるにもかかわらず、その後の検討が、次第に尻すぼみになり、93年4月に施行される制度改革が、少なくとも「当面の間」に関しては、ほとんど実質的な影響を与えないものとなった理由とメカニズムに注目する必要がある。

この理由を象徴するのが、次のような徳田野村総合研究所理事長の談話である（『金融ビジネス』91年7月号14頁）。

「金制の答申には預入3年超の預金を導入するということが、フラットに書かれている。これは大変なことで、戦後四十数年間、3年4年5年の預金ができなかったのは、興長銀3行への配慮のためだった。」⁵⁴⁾

証取審[1986]が、最短期間6年しか認められない中短期債について「金融市場に与える影響にも配慮し、当面4年以上のものについてその導入を検討していくことが適当である」として改善措置のリストの中に社債の多様化を入れた動きと軌を一にした動きである。

⁵⁴⁾ 「諸規制・諸慣行の見直し」の中で、「業際問題として改善の進んでいないもの」であり、「見直しを速やかに行うことが必要」な項目の筆頭に「中長期預金の導入」を掲げ、「普通銀行等において、預入期間3年超の預金を導入する」と書かれたことを指す。もちろん、他業態とのバランスをとって、次のような項目も列挙されている。「変動金利預金の導入」「金融債の多様化」「信託商品の多様化」「三局指導の撤廃」「中期国債ファンドの商品性の改善」「社債の多様化」「資産担保証券の多様化等」。

「3年4年5年の預金ができなかった」理由は「興長銀への配慮のため」であり、「金融市場に与える影響」の内容もこれに対応するというのが常識的な理解である。さらに、信託銀行の貸付信託も同じ位置にあった点も重要である。

さらに、このような「配慮」が、「専門制・分業制」維持の名目の下に、「四十数年間」払われ続けてきた可能性に注意しなければならない⁵⁵⁾。

上記第一の論点との関連では、「専門制・分業制」の積極的意義に関する議論は、1960年代後半に入ってから制度論議の中でも積極的に展開されなかったし、さらに1940年代から50年代のその開始時にも、明治以来の伝統であること以外には積極的には説明されなかったことが重要である。その意味では、少なくとも戦後に限れば、積極的に推進され、維持された政策の妥当性に関する吟味が一度も本格的に検討されたことはないのである。

上記第二の点に関しては、日本の制度の特異性がどの時点から生まれたのか、他の国がかつて採用していたものを放棄したとすればその理由は何かが問われなければならない。その理由如何では、そもそも明治以来の「専門制・分業制」の採用自体が政策として適切ではなかったことになる。この意味でも、望ましい金融システムとは何かという視点からの検討よりも、他国の事情という事実改革の必要性の論拠を求めるのは、重大な問題をはらんでいる。

X. 制度改革と信託銀行

信託銀行に関連して重要なのは次の2点である。

第一に、とりわけ1960年代後半に始まった「専門制・分業制」をめぐる議論が、主として、長短金融分離をめぐって行われたために、長期信用銀行が代表して制度を擁護し、維持する役割を果たしたことである。その点については、今日に至るまで変化がない。信託銀行にとっては、長期信用銀行と一心同体となり、あるいは影に隠れて、イザという時にその実質的な拒否権を行使するという戦法が有

⁵⁵⁾ 強調されるべきことは、「専門制・分業制」といっても、主として、資金を集める側面に関する制約であって、資金の用途、とりわけ融資に関して厳しい制約があったわけではない点である。その意味で、専門金融機関といっても、一貫して中途半端なものであり、資金集めに使える手段に差があったにすぎないのである。その意味で、「専門制」あるいは専門金融機関という用語・呼び方自体が適切ではないという印象を筆者は持つ。先の注に引用した、大和銀行の寺尾頭取の主張も、この点では同旨である、つまり、「専門制」の名の下に、銀行業務の特殊部門が信託銀行によって占有される状態を維持してきたのである。

効であった。

第二に、貸付信託の重要性からいって、1980年代以前には信託銀行にとって「専門制・分業制」とはなによりも長短金融分離であり、信託・銀行分離は副次的なものであった⁵⁶⁾。また、この事情は、他の金融機関にとっても同様であった。その意味でも、制度改革論議において、信託銀行は表舞台に登場しなかった。

1980年代、とりわけその後半になって、信託銀行は一挙に金融制度改革論議の主役の地位を与えられ、従来通りの対応が「タコつぼ戦略」と批判されるに至るのである。しかし、重要なのは、この戦略が信託銀行にとって最適な戦略となるという状況が存在することである。ここでは、制度改革およびそのための議論の進め方がとりわけ重要である。

しかし、この論点に立ち入ることはそれ自体が大問題であるから、詳細については三輪[1993]の第1章の参照を求めることにして、その要点をここに記すにとどめる。

現行の制度改革方式のもとでは、交換条件を提示して交渉に参加することが可能な主体とそれ以外との間に明確な境界ができ、インサイダーとアウトサイダーが明確に分かれ、インサイダーの水争いとして制度改革論議が展開される。アウトサイダーである消費者の利益を直接実現する手段は実質的に存在せず、インサイダーである関係業界の利害調整が最優先される。市場メカニズムに対する不信感が政府の関係部局に根強く存在することと伝統的なタテ割り行政システムが、「制度・慣行」の変更、とりわけ自由化の方向への制度の変更を遅らせる。

XI. 結び

Iの冒頭に触れた政省令案骨子発表の数日後である12月23日からの「金融制度改革--本音を聞く」と題する『朝日新聞』の3回連載のインタビュー記事の中で、日本興業銀行の西村常務が、戦後ずっと続いてきた「制度を壊し、相互に参入するわけだが、デメリットを受ける業界には、それなりの配慮が必要だ」「1984年の日米円ドル委員会以降の自由化の流れの中で、当局の要請もあり、早めに議って

⁵⁶⁾ 貸付信託制度の創設が専門機関としての信託会社の実質的な銀行化につながるのではないかとの懸念があった点については先述の通りである。そのようにはならないとの政府側答弁にもかかわらず、その後の経緯は、懸念の通りになった。その意味で、信託銀行は銀行の貸付信託を持つ銀行であり、信託分離は、信託機能の分離であるよりも、信託銀行の分離であるにすぎないというのが少なくとも80年代以前の実情である。

きた」「制度の連続性を配慮すべきだ」と発言しているが、ここに制度改革に参加しているインサイダーの考え方が象徴されている。

信託銀行も同様である。

「専門制・分業制による垣根に風穴をあけたのは、・・・相互銀行の地方銀行化による普通銀行転換であり、また、外国銀行の信託業務参入である。／外銀の信託業務進出問題は、昭和58年6月企業年金市場への参入を意図する野村証券とモルガン銀行の合併による信託会社構想の発表が発端である」（後藤[1992]270頁）。信託銀行の反対にもかかわらず⁵⁷⁾、「日米円・ドル委員会報告書」（1984年5月30日）で、大蔵省は国内金融制度に波及しない形で参入を認めた。

この点について、林信託協会会長は、「外銀信託9行を受け入れ、摩擦回避に貢献した」と述べているが、同様の発想と見ることができる。同じく、「一任勘定は信託に似ているが、投資顧問業法に盛ることを受け入れた。また、年金運用の一部を証券会社に認めた」（『金融ビジネス』1991年6月号3頁のインタビュー記事）という発言も同様である。

VIで紹介した、「専門制、分業制を維持する必要性」に関する意見が、インサイダーのこのような思考パターンとその前提としての現行の「制度改革（論議）」の性格を反映していることはいうまでもない。

「過去の役割の評価」をすとしてもあくまで過渡的なものとする、譲った、譲らないということが話題にしようがないように「部分的に一定の業務分野の問題だけを解決するのではなく広く金融全体及びその隣接分野をも俯瞰したうえで、バランスをとれた同時一括の解決を行うべきだ」という主張を無視すること、そして「白地に絵を描くような簡単なことではない」という批判を無視して、

⁵⁷⁾1984年1月「信託協会はつぎの理由による『外銀等による信託業務参入に対する反対意見』を表明した。(1)わが国金融制度の根幹をくつがえす。(2)証券会社による事実上の信託進出は認められない。(3)年金業務への参入はとくに問題である。(4)信託銀行経営に深刻な打撃を与える。(5)単純な相互主義は首肯しがたい」。(後藤[1992]270-1頁)。

白地に描いた理想像に向けた政策を展開すべきなのである⁵⁸⁾。

長短金融分離制度の再検討の開始を1966年ととらえれば、1年半、2年、そして最長3年までの期日指定定期預金の創設を経て、3年超の預金の実現のメドがたつまでに25年の時間を要した点を重視すべきである。この間、「秩序の維持」以外の特段の理由もなくインサイダー相互間の利害の微調整が延々と続けられ、消費者はアウトサイダーとして自らの利益の実現を妨げ続けられたのである⁵⁹⁾。

金融制度改革論議の進め方自体を現業官庁である大蔵省に任せること自体にそ

⁵⁸⁾ 利害調整の結果として「制度改革」が進行することの帰結でもあるが、今回可能になった信託子会社は、たとえば、資本金の面でみても、信託業務だけに特化することを考えれば過大な要請となっている。かりに、信託に特化した専門金融機関の新規参入を重視すれば、「兼営法」によらずして信託会社の設立が実質的に可能な途を開くべきであろう。しかしこれは既存のインサイダーにとっては関心外の出来事のようなものである。少なくとも一時期、信託兼営法は全面改正がなされるとの噂が流れた、と伝えられる（『金融財政事情』1992年4月20日号19頁）。

⁵⁹⁾ この結果、「業際問題」に伴って個々の商品が受けた様々な制約が存続しただけでなく、状況の変化に対する必要な適応が認められないために、それぞれの商品が多様な不便さに悩まされることになった。注54で触れたケースのように、利害関係者間の「調整」がつけばその改善に向かうことがあるが、一般には、改善は容易ではない。代表例が最近の貸付信託である。ほとんどの金融商品の金利が規制され、予想配当率がリンクする長期プライムレートが有効に機能して、従来通り、この金利水準での借入需要が豊富に存在すれば、貸付信託はあらゆる金融機関にとって垂涎の的であり続ける。しかし、金利自由化の進展とともに事態は変化し、とりわけ80年代後半には、貸出先の確保が困難になった。先の第3表の参考に示したように、貸付信託の比重が低下する一方で「銀行勘定残」（いわゆる「銀貸し」、つまり信託部門から銀行部門への貸し付けである）の比重が高い水準にとどまることにこのことが端的に現れている。詳しくは、たとえば『金融ビジネス』1992年8月号26頁以下を参照。

もその問題の根源があるかもしれない⁶⁰⁾。

引用文献

- 麻島昭一[1975]「貸付信託制度の成立事情」『信託』103号(7月)、20-63頁。
大和銀行[1988]『大和銀行七十年史』。
後藤新一[1992]『金融制度の改革と展望』時潮社。
金融制度調査会[1970]「一般民間金融機関のあり方等について」(7月2日)。
金融制度調査会[1977]『金融制度調査会 全資料集』現代ブレーン。
金融制度調査会[1979]「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」(6月20日)。
金融制度調査会[1987]「専門金融機関制度のあり方について」(制度問題研究会
報告、12月4日)。
金融制度調査会[1989]「新しい金融制度について」(第二委員会中間報告、5月2
6日)。
金融制度調査会[1990]「新しい金融制度について」(第二委員会第二次中間報告、
7月13日)。
金融制度調査会[1991]「新しい金融制度について」(6月25日)。
近藤道夫[1952]「貸付信託法の諸問題」『信託』復刊第11号、28-33頁。
松本 崇[1992]「貸付信託法の逐条解説」『信託』171号(8月)、40-77頁。
三菱信託銀行信託研究会[1990]『信託の法務と実務』金融財政事情研究会。
三輪芳朗[1990]『日本の企業と産業組織』東京大学出版会。
三輪芳朗[1991]『日本の株価の決まり方』有斐閣。
三輪芳朗[1993]『金融行政改革』日本経済新聞社。
大蔵省銀行局銀行課[1971]「貸付信託法の改正等について」(銀行課資料第8号)。
大岡一三[1982]「持株会社規制、信託分離の見直しを提言する」『金融財政事情』
6月7日号、34-37頁。

⁶⁰⁾大蔵省設置法「12条には、銀行局の事務として『金融制度を調査・企画及び立案すること』となっているが、立法府において定められた法の施行に關与すべき
行政府が、法の前提としての制度改革の立案に携わることになっていることはま
さに自己矛盾と申すべく奇異の念を抱かざるをえない」(大岡[1982]37頁)。

「現状では、公認会計士や監査役の仕事の内容を社長が指示するようなもの」
(三輪[1993]6頁)なのである。

Stigler, George J. and Claire Friedland[1962], "What Can Regulators Regulate? The Case of Electricity", The Journal of Law and Economics, Oct.

証券取引審議会[1986]「社債発行市場の在り方について」（公社債特別部会、12月12日）。

館龍一郎[1979]「権限強化は過保護行政を助長する」『週刊東洋経済--金融と銀行』8月1日号（日本経済新聞社編『金融システム（論集：現代の金融問題 4）』1980年、所収）引用頁は後者。

寺尾威夫[1956]「銀行の信託兼営について」『信託』復刊第26号、1-2頁。

山本 聡[1991]「特金・ファントラ市場の動向と展望」『信託』第165号、72-85頁。

第1表 全国銀行資金量比較

	資金量 合計 (千億円)	構成比 (%)				
		信託 銀行	都市 銀行	地方 銀行	第二地銀 協加盟行	長期 信用銀行
1960.3	99	9.0	49.5	24.3	9.0	8.3
1970.3	523	12.5	43.6	24.1	10.5	9.3
1980.3	2425	14.2	42.1	23.6	10.4	9.7
1986.3	4614	17.4	43.8	21.0	8.2	9.6
1992.3	7810	19.0	42.7	21.2	7.8	9.3

(*)信託銀行は、金銭信託、貸付信託、年金信託、財産形成給付信託、預金、譲渡性預金の合計額である（したがって、たとえば、証券投資信託は含まれない）。ただし、沖縄、琉球両兼営銀行の計数と信託兼営銀行の銀行勘定を含まない。

資料出所：『信託』171号（1992年8月）、88頁より。

第2表 信託銀行資金量推移

	総資金量 (千億円)	貸付 信託 (うちビッグ)		構成比 (%)			
				貸付信託	金銭信託	年金信託	銀行預金
1970.3	66	39		59.3	14.4	2.7	23.6
1980.3	344	179		52.1	15.0	13.1	19.8
1983.3	544	243	87	44.7	13.0	14.2	28.1
1986.3	804	330	151	41.1	18.1	15.4	25.4
1989.3	1207	384	189	31.8	23.1	15.1	29.9
1992.3	1483	527	302	35.5	26.0	15.6	22.8

(*)計数に関する第1表の注はここでも共通である。したがって、銀行預金には譲渡性預金が含まれる。

資料出所：『信託』第171号（1992年8月）、87頁より。

第3表 信託銀行7行の信託部門の構成比の変化

		1980.3	1986.3	1992.3
負債残高合計（千億円）		358	802	1677
構成比 (%)	金銭信託	10.9	15.6	19.8
	年金信託	10.0	12.4	11.1
	貸付信託	50.1	41.1	31.4
	証券投資信託	18.3	22.9	21.7
	金銭信託以外の金銭の信託	0.3	5.8	11.4
	その他	10.4	2.2	4.6
（参考）資産に占める 「銀行勘定残」の比重		9.6	13.5	13.3

資料出所：『全国銀行財務諸表分析』（『金融』別冊）各年版より。

第4表 信託銀行にとっての貸付信託の地位の推移

	総資金量 (千億円)	構成比(%)				貸付信託のうち	
		貸付信託	金銭信託	年金信託	銀行預金	個人の 比重(%)	5年もの の比重(%)
1951.3	0.5		38.2		61.8		
1952.3	0.9		46.3		53.7		
1953.3	1	8.7	45.6		45.7		
1954.3	2	20.5	40.7		38.8		74.5
1955.3	2	25.4	39.0		35.6		70.7
1956.3	4	33.9	38.8		27.3		79.6
1957.3	5	35.2	35.5		29.3		79.3
1958.3	6	38.0	32.9		29.1	47.3	89.4
1959.3	7	39.8	31.1		29.1	49.9	90.9
1960.3	9	44.8	26.5		28.7	51.1	93.0
1961.3	12	48.3	22.5		29.2	52.1	94.4
1962.3	14	51.1	22.0		26.9	54.7	95.5
1963.3	18	53.8	20.4	0.0	25.8	53.3	96.4
1964.3	23	55.3	16.6	0.1	28.0	53.6	96.6
1965.3	28	57.7	14.9	0.5	26.9	54.6	96.1
1966.3	34	59.8	13.3	0.8	26.1	56.5	94.7
1967.3	40	60.4	13.5	0.7	25.4	59.7	93.6
1968.3	47	60.5	13.8	1.2	24.5	62.3	93.1
1969.3	55	60.0	14.1	1.9	24.0	63.9	92.7
1970.3	66	59.3	14.4	2.7	23.6	64.7	92.5
1971.3	79	57.2	14.6	3.7	24.5	65.0	92.2
1972.3	101	55.7	14.6	4.4	25.3	61.4	92.1
1973.3	129	55.6	13.9	5.0	25.5	57.5	92.2
1974.3	148	56.8	13.2	6.1	23.9	58.9	92.3
1975.3	170	56.4	13.4	7.5	22.7	63.0	92.3
1976.3	197	55.9	13.4	8.8	21.9	66.4	92.0
1977.3	229	54.8	13.9	10.1	21.2	69.3	92.3
1978.3	263	54.2	14.5	11.2	20.1	70.2	92.9
1979.3	302	53.2	15.2	12.1	19.4	69.7	93.5
1980.3	344	52.1	15.0	13.1	19.8	69.8	93.8
1981.3	393	49.3	14.9	13.9	21.8	69.7	93.3
1982.3	452	46.6	13.2	14.5	25.5	70.5	93.4
1983.3	544	44.7	13.0	14.2	28.1	72.3	95.1
1984.3	602	45.8	14.0	15.1	25.1	72.7	96.2
1985.3	725	42.1	14.9	14.7	28.2	72.1	96.4
1986.3	804	41.1	18.1	15.4	25.4	71.3	96.5
1987.3	991	34.0	24.0	14.6	27.3	69.4	96.6
1988.3	1087	31.4	25.5	15.1	27.9	68.0	96.6
1989.3	1207	31.8	23.1	15.1	29.9	69.8	96.8
1990.3	1422	29.5	22.8	14.4	33.3	73.6	97.4
1991.3	1463	33.0	23.8	14.8	28.4	75.5	97.9
1992.3	1483	35.5	26.0	15.6	22.8	75.5	97.1

(*) 計数に関する第1表の注はここでも共通である。

(**) 「個人のもの」以外には、「法人」と「無記名」がある。無記名の比重は1970年前後の10年間には10%を超え、74年3月には14.2%の最高の値を記録したが、最近の10年間では一貫して1%以下である。

(***) 「5年もの」の他には「2年もの」がある。1953年3月以降は残高ベースであるが、それ以前は先行する1年間の設定ベースである。

資料出所：『信託』第171号、87頁、89頁、90頁。